

鳴瀬川水系多田川流域の特定都市河川指定に向けた流域の自治体等への意見聴取を開始しますのでお知らせします

鳴瀬川水系多田川等の特定都市河川指定に向けた流域自治体等への意見聴取が開始

令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、鳴瀬川水系多田川等の特定都市河川指定に向けた関係者[※]への事前の意見聴取を開始しますのでお知らせします。

※ 多田川等の流域をその区域に含む市町の長、当該河川の流域に係る下水道管理者

- 国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取り組みを全国へ展開する事としています。
- 鳴瀬川水系多田川流域では、流域関係者で構成する「多田川流域治水部会」において浸水被害防止・軽減に向けた流域水害対策について議論・検討して参りました。
- この度、鳴瀬川水系多田川等の7河川の流域をその区域に含む市町の長と、当該河川の流域に係る下水道管理者あてに特定都市河川の指定に向けた意見聴取の手続きを開始しますのでお知らせします。

※詳細については、別添資料をご参照下さい。

(添付資料)

別紙1 多田川流域におけるこれまでの取り組み

別紙2 鳴瀬川水系多田川流域において「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手！！

<発表記者会>

石巻記者クラブ、古川記者クラブ、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会

問い合わせ先

【事務局】

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所

住 所：宮城県石巻市蛇田字新下沼 80

電 話：0225-95-0194 (代表)



副所長 (企画)

いしい たかのり

石井 貴範 (内線 205)

流域治水課長

かたやま かずしげ

片山 一茂 (内線 351)



鳴瀬川等流域治水協議会

多田川流域治水部会

- 令和4年7月出水を踏まえ、被害のあった名蓋川や溢水による被害のあった大江川を含む、一級河川鳴瀬川の支川多田川流域において、あらゆる関係者が協働して、ハード・ソフト一体で多層的に進める「流域治水」を推進し、流域全体の早期の治水安全度向上を図るため、「**鳴瀬川等流域治水協議会**」の下に、「**多田川流域治水部会**」を新たに設置し議論を開始。

【第1回】多田川流域治水部会 (R4.10.5)

令和4年7月出水を踏まえ、多田川で取り組みむ流域治水の推進に向けて現地視察・意見交換を実施。

【第2回】多田川流域治水部会 (R4.12)

令和4年7月出水による名蓋川の決壊や大江川の浸水被害等を踏まえ、令和4年12月26日に「鳴瀬川水系（多田川流域）緊急治水対策プロジェクト」を公表するための合意を得るため開催。

【第3回】多田川流域治水部会 (R5.2.9)

流域自治体と県、国が合同で多田川流域の現地調査を実施し、令和4年7月出水で被災した大江川、名蓋川などを視察。当時の被災状況などを共有し、意見交換を実施。

多田川流域治水パトロール (R6.2.2、R6.4.17)

流域自治体と県、国が合同で多田川流域の現地調査を実施し、令和4年7月出水で被災した大江川、名蓋川などを視察。当時の被災状況などを共有し、意見交換を実施。

【第4回】多田川流域治水部会 (R6.5.30)

多田川流域の概要と出水時の課題、流域治水の実践に向けた各種取組計画・補助制度について情報提供し、意見交換を実施。

【第5回】多田川流域治水部会 (R6.11.28)

多田川流域における流域水害対策の方向性について意見交換を行い、多田川における今後の流域水害対策の方向性として、**特定都市河川の法的枠組みを活用し、さらに進めていくことについて関係機関で合意した。**

【流域治水パトロール (R6.2.2、R6.4.17)】

- ・令和6年2月2日多田川流域(大崎市、加美町)にて、地元住民及び土地改良区、大崎市、加美町、宮城県、北上川下流河川事務所職員約40名が参加し、流域治水パトロールを実施し、意見交換を実施。
- ・令和6年4月17日には、大崎市の大江川周辺を中心とした同様のパトロールと意見交換を実施し約50名が参加。



地元代表者による説明(渋井川(台所溝))



現地確認状況(大江川周辺)



意見交換状況

【第4回】多田川流域治水部会 (R6.5.30)】

- ・多田川流域の概要と出水時における課題や流域治水の実践に向けた各種取組計画・補助制度について情報共有を行うとともに、流域治水パトロールを踏まえ、今後の連携した水害対策の実施に向けて意見交換を実施。



【第5回】多田川流域治水部会 (R6.11.28)】

- ◎ 今後の流域水害対策として、**特定都市河川の法的枠組みを活用し進めていくこと**に**全機関合意**



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

同時発表：東北地方整備局

いのちとくらしをまもる
防災減災

流域治水

なるせがわ ただがわ

鳴瀬川水系多田川流域において「特定都市河川」

の指定に向けた手続きに着手

令和7年1月27日
水管理・国土保全局治水課
大臣官房参事官（上下水道技術）

～世界農業遺産「大崎耕土」の巧みな水管理と共に進める流域治水～

国土交通省では、宮城県の鳴瀬川水系多田川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しましたのでお知らせします。

- 国土交通省では、令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を加速化することとしています。
- この度、一級河川鳴瀬川水系多田川等において、「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しました。
- 今後、同法第3条第8項の規定に基づき、関係機関（鳴瀬川流域に係る宮城県、大崎市、加美町の長）への意見聴取を行います。

(添付資料)

- 別紙1 「流域治水」の本格的な実践に向けた鳴瀬川水系多田川の特定都市河川への指定
- 別紙2 鳴瀬川水系多田川等の概要
- 参考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

【問合せ先】

○河川に関すること

水管理・国土保全局 治水課

課長補佐 富本 和也（内線 35-582）、係長 野中 航太（内線 35-684）

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8455

○下水道に関すること

水管理・国土保全局 大臣官房参事官（上下水道技術）

課長補佐 外園 明成（内線 34-324）、係長 長谷川 智明（内線 34-314）

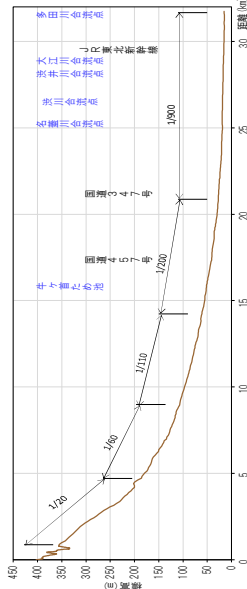
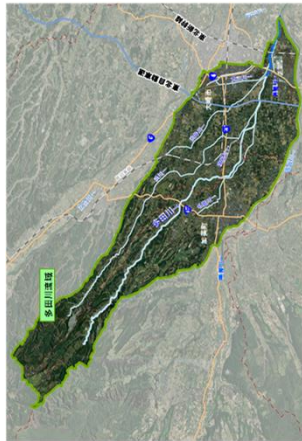
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8432

「流域治水」の本格的な実践に向けた鳴瀬川水系多田川の特定都市河川への指定

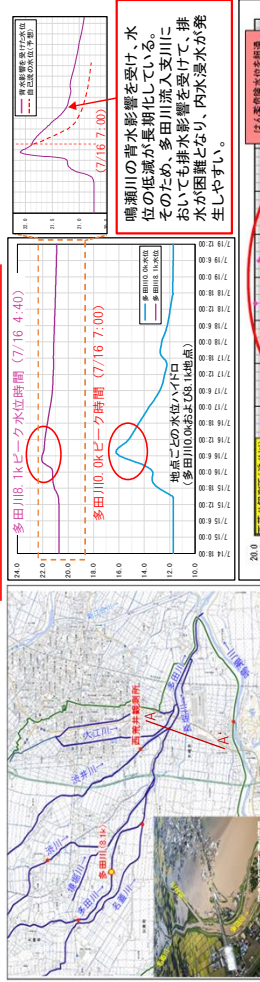
別紙1

多田川流域の特徴

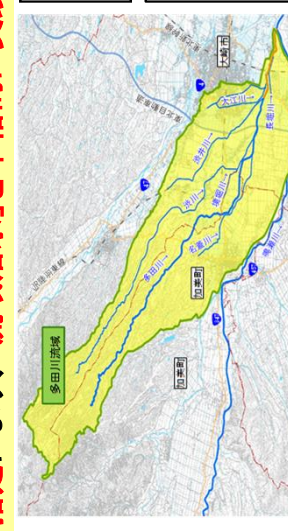
- 多田川の上流部は、標高400m程度の産地であり、中流部では丘陵地帯、下流部では沖積平野が広がっている。
- 多田川流域は、大崎市や加美町の市街地近傍を流れ、役場や公共施設が立地している他、交通の大動脈であるJR東北幹線、東北自動車道、国道4号等が横断する。



- 多田川流域では、平成27年9月洪水、令和元年東日本台風、令和4年7月洪水によって堤防決壊を伴う甚大な被害が発生している。
- 多田川及び流入する支川では、鳴瀬川本川の背水（バックウォーター）の影響を強く受ける排水が困難な河川である。
- 多田川流域は、地形特性上内水による浸水被害が多発している。



河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践



○河川区間：鳴瀬川水系多田川等〔7河川〕
○流域面積：126km²
(大崎市の一部、加美町の一部)

【凡例】

- 指定を行おうとする河川（国管理）
- 指定を行おうとする河川（県管理）
- 指定を行おうとする河川の流域
- 行政界

近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- H27.9 平成27年9月関東・東北豪雨により、渋井川、洪川、名蓋川で堤防決壊が生じ甚大な被害が発生。令和元年東日本台風により洪井川、名蓋川で堤防決壊が生じ、甚大な被害が発生。
- R1.10 R4.7 洪水により名蓋川の堤防決壊、大江川の内水浸水等甚大な被害が発生。
- R4.10 流域治水の推進に向けて、多田川流域治水部会を設立
- R4.12 鳴瀬川水系（多田川流域）緊急治水対策プロジェクトを策定・公表
- R6.2~ R6.11 流域治水パトロールや流域治水部会により議論特定都市河川指定に向けて関係者間で合意



令和4年7月洪水による浸水状況（大江川沿川の多崎市街地部）



第5回 多田川流域治水部会（R6.11.28）

法制的枠組み（特定都市河川制度）を活用した「流域治水」の本格的実践

【流域治水対策の方針】

- 支川合流部や低平地形等の水害リスクの高い地域を有する地形特性を踏まえ、
①上流域の流出抑制対策と災害が頻発する中下流部への河川整備・内水対策の実施
②広大な大崎耕土（世界農業遺産）を活かした流域対策の推進
- 等により、特定都市河川流域全体で早期に安全度を向上させる。

特定都市河川流域で活用できる法的枠組み・予算・税制等

①上流域の流出抑制対策と災害が頻発している中下流部への河川整備・内水対策の実施

- 流出抑制対策と地域毎の浸水要因・地形特性に応じた最適な対策を実施
- 河川整備に加え、排水機能の強化、水路内貯留等内水に対する家屋の耐水化や住まい方の工夫の実施等
- ②広大な大崎耕土（世界農業遺産）を活かした流域対策の推進
- 圃場整備と連携した田んぼダム化等、広大な農地を活用した流域貯留の推進、農地遊水機能の確保

開発等に伴う流出増への対策の義務化（雨水浸透阻害行為の許可）

特定都市河川浸水被害対策推進事業等の活用

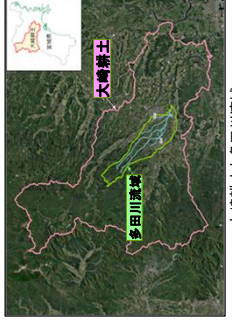
リスクの低い地域への居住誘導・住まい方の工夫（浸水被害防止区域の指定）

雨水貯留浸透施設に対する補助率の引き上げ・減税（補助率1/3→1/2、固定資産税1/8→1/2に軽減）

貯留機能を有する土地への農土等に対する助成等（貯留機能保全全区域の指定、指定した土地の減税）



渋井川水門（出典：宮城県北都土木事務所HP）



大崎耕土と多田川流域



名蓋川災害復旧工（出典：宮城県北都土木事務所HP）

表 指定を行おうとする河川の区間

| 河川名 | 対象区間 | | 下流端 |
|-----|--|--|----------|
| | 上流端 | | |
| 多田川 | 別所沢の合流点 | | 鳴瀬川への合流点 |
| 長堀川 | 大崎市三本木高柳字腕挽162番1地先の国道橋下流端 | | 多田川への合流点 |
| 大江川 | 左岸 大崎市古川字青塚2番地先 右岸 大崎市古川字竹ノ内11番1地先 | | 多田川への合流点 |
| 渋井川 | 大崎市古川大崎字城下197番4地先の鉄道橋下流端 | | 多田川への合流点 |
| 渋川 | 左岸 大崎市岩出山南沢字高野7番2地先 右岸 大崎市岩出山南沢字高野9番2地先 | | 多田川への合流点 |
| 境堀川 | 大崎市古川新堀字南田1番地先の新堀江橋 | | 渋川への合流点 |
| 名蓋川 | 左岸 加美郡加美町上狼塚字大堤東13番地先 右岸 加美郡加美町菜切谷字大堤西1番2地先 | | 多田川への合流点 |

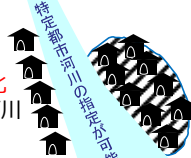
概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

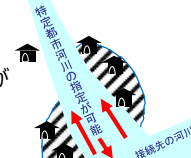
市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川




自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等

のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



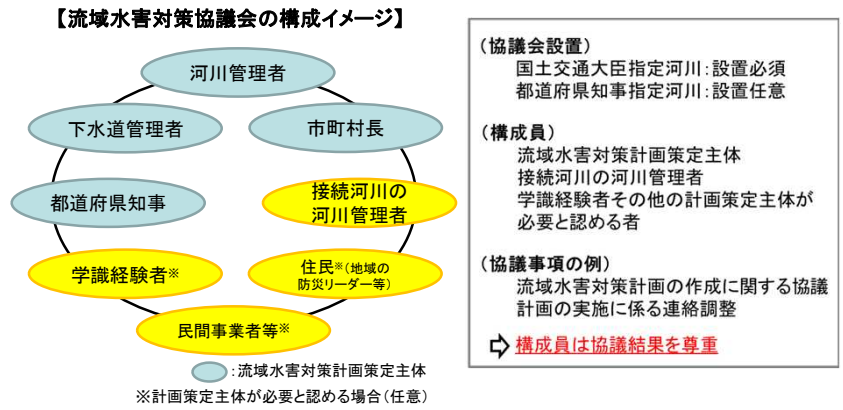
流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践



流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件：≥30m³（条例で0.1～30m³の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による1,000m²以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止（自己用住宅除く）
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ